

公 告

令和6年4月1日から、関税法第24条第1項の規定に基づく「外国往来船等と陸地との間の交通場所」、「貨物の積卸場所（船用品、機用品及び携帯品を除く）」及び「船用品、機用品及び携帯品の積卸場所」の一部については、下記のとおりとするので同法施行令第22条第1項の規定に基づき公告する。

記

博多港

(1) 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
アイランドシティ4号岸壁に設置されたソーラスフェンスに設けられたゲート1か所	福岡市東区みなと香椎1丁目25番1	フェンスに囲まれた岸壁に係留する外国往来船と陸地との間を交通する者に限る。

(2) 貨物の積卸場所（船用品、機用品及び携帯品を除く。）

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
アイランドシティ4号岸壁から同8号岸壁まで	福岡市東区みなと香椎1丁目25番1、25番6及び29番	

(3) 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
アイランドシティ4号岸壁から同8号岸壁まで	福岡市東区みなと香椎1丁目25番1、25番6及び29番	岸壁に係留する外国往来船に積卸するものに限る。

令和6年3月15日

博多税関支署長 黒木 利幸

公告（新旧対照表）

（１）外国往来船と陸地との間の交通場所

変更前		
場所の名称	所在地	備考
アイランドシティ 5 号岸壁に設置されたソーラスフェンスに設けられたゲート 1 か所	福岡市東区みなと香椎 1 丁目 2 5 番 1	フェンスに囲まれた岸壁に係留する外国往来船と陸地との間を交通する者に限る。

変更後		
場所の名称	所在地	備考
アイランドシティ 4 号岸壁 に設置されたソーラスフェンスに設けられたゲート 1 か所	福岡市東区みなと香椎 1 丁目 2 5 番 1	フェンスに囲まれた岸壁に係留する外国往来船と陸地との間を交通する者に限る。

（２）貨物の積卸場所（船用品、機用品及び携帯品を除く）

変更前		
場所の名称	所在地	備考
アイランドシティ 5 号岸壁から同 8 号岸壁（全長 1 0 8 0 メートル）	福岡市東区みなと香椎 1 丁目 2 5 番 1、2 5 番 6、2 9 番及び 3 1 番地先	

変更後		
場所の名称	所在地	備考
アイランドシティ 4 号岸壁 から同 8 号岸壁 まで（全長 1 0 8 0 メートル）	福岡市東区みなと香椎 1 丁目 2 5 番 1、2 5 番 6、2 9 番及び 3 1 番地先	

(3) 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

変更前		
場所の名称	所在地	備考
アイランドシティ5号岸壁から同8号岸壁	福岡市東区みなと香椎1丁目25番1、25番6、29番及び31番地先	岸壁に係留する外国往来船に積卸するものに限る。

変更後		
場所の名称	所在地	備考
アイランドシティ4号岸壁から同8号岸壁まで	福岡市東区みなと香椎1丁目25番1、25番6、29番及び31番地先	岸壁に係留する外国往来船に積卸するものに限る。